

新型コロナウイルス感染症に関する当院での対応について

- I 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している。
- II 発症から2週間以内に、以下の（ア）、（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。
 - （ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
 - （イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

以上のIかつIIに該当する方は

※直接来院せずに、必ず事前に当院または下記へ電話連絡をお願いします。

●吹田保健所…06-6339-2225

●府民向け相談窓口…06-6944-8197